

○厚生労働省令第百三十三号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第七條及び第二十七條に基づき、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

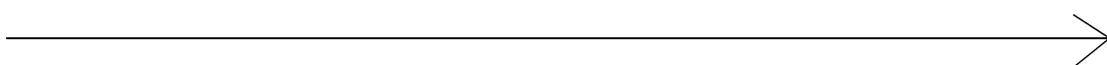
平成二十五年十二月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「又は採用」を「若しくは採用、昇進又は職種の変更」に改め、「（事業主が、その雇用する労働者について、労働者の職種、資格等に基づき複数のコースを設定し、コースごとに異なる雇用管理を行う場合において、当該複数のコースのうち当該事業主の事業の運営の基幹となる事項に関する企画立案、営業、研究開発等を行う労働者が属するコースについて行うものに限る。）」を削る。

別記様式（第六条関係）を次のように改める。



別記様式（第6条関係）

調 停 申 請 書

関 係 当 事 者	労 働 者	ふりがな 氏名	
		住所	〒 _____ 電話 () _____
	事 業 主	ふりがな 氏名又は名称	
		住所	〒 _____ 電話 () _____
		※上記労働者 に係る事業 場の名称及 び所在地	〒 _____ 電話 () _____
	調停を求める 事項及びその理由		
紛争の経過			
その他参考 となる事項			

年 月 日

労働局長 殿

申請人 氏名又は名称

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（以下「均等則」という。）第六条の調停申請書の様式については、この省令による改正後の均等則別記様式（第六条関係）にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十条の二中「同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十一条」と」の下に「、同令別記様式中「冊濶誌」とあるのは「冊濶誌」と」

を加える。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第六十条の二において準用する均等則第六十条の調停申請書の様式については、この省令による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第六十条の二において準用する均等則別記様式（第六条関係）にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「同令別記様式中「労働者」とあるのは「短時間労働者」と」の下に、「「専従者」とあるのは「専従者」と」を加える。

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する均等則第六条の調停申請書の様式については、この省令による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する均等則別記様式(第六条関係)にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。